（景観法施行令の一部改正）

第十三条　景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十六号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第十条第一項の推進計画

第二十二条第四号ホ中「(6)までの」を「(7)までに規定する」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十四条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十号を第四百三十一号とし、第四百二十九号の次に次の一号を加える。

四百三十　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）

（防衛省組織令の一部改正）

第十五条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「若しくは第百十五条の二十三第一項」を「、第百十五条の二十三第一項若しくは第百十五条の二十四第一項」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第十六条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条第十七号及び第百四十九条第十三号中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十七条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九十三条に次の二号を加える。

十一　津波防護施設の行政監督に関すること。

十二　津波災害警戒区域に関すること（技術に関するものを除く。）。

第九十七条第三号中「こと（」の下に「水政課及び」を加える。

（社会資本整備審議会令の一部改正）

第十八条　社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表河川分科会の項中「河川法」を「津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第三条第三項（同条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項に係る部分に限り、同条第五項において準用する場合を含む。）及び第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）、河川法」に、「及び」を「並びに」に改める。

附　則

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　　修
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　中川　正春
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　一川　保夫

水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　　修

政令第四百二十八号

水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令

内閣は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十二条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

水防法第三十二条第一項第二号の政令で定める水防活動は、次に掲げるものとする。

一　氾濫により浸水した区域及びその周辺の状況のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた監視又は上空からの監視

二　氾濫による浸水の量のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた観測又は上空からの観測

三　前二号の監視又は観測の結果に基づく氾濫により浸水する区域及び時期又は氾濫による浸水の量の予測

四　人工衛星局の中継により行う無線通信による通信の確保

五　堤防その他の施設が決壊した場所において行う氾濫による被害の拡大を防止するための仮締切の作業その他国土交通省令で定める作業

附　則

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第百二十四号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　　修

府　令

○内閣府令第七十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項、第百四条の四第七項、第百十四条の六及び第百十四条の七の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　　修

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条の四中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削る。

第六条の六中「次に掲げるとおり」を「パーキング・チケットにパーキング・チケットの発給を受けた時刻及び前条第一項各号に掲げる事項を自動的に印字し、直ちにこれを発給する機能」に改め、各号を削る。

第十七条第二項第八号、第十八条の二の二第三項、第二十一条第二項第三号、第二十九条第三項及び第三十条の九第三項中「免許用写真」を「申請用写真」に改める。

第三十条の九の次に次の五条を加える。

（運転経歴証明書の交付の申請の手続）

第三十条の十　法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

2　前項の運転経歴証明書交付申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

3　第一項の申請をしようとする者は、住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類を提示しなければならない。ただし、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、当該書類を提示することを要しない。